

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則

平成27年12月25日

規則第43号

改正 平成29年7月18日規則第45号	平成29年12月26日規則第54号
平成30年3月9日規則第5号	平成31年3月22日規則第18号
令和2年10月13日規則第51号	令和4年3月11日規則第7号
令和6年1月5日規則第2号	令和7年3月28日規則第15号
令和7年10月3日規則第69号	

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年鹿児島県条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の知事の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

- (1) 鹿児島県営住宅条例（平成4年鹿児島県条例第43号。以下この項及び次条において「県営住宅条例」という。）第8条第1項若しくは第9条第1項の入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
- (2) 県営住宅条例第13条第1項又は第14条第1項若しくは第3項の知事の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (3) 県営住宅条例第16条の収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務
- (4) 県営住宅条例第17条（県営住宅条例第31条第4項（同条第1項に係る部分に限る。）及び第33条第3項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭若しくは県営住宅条例第19条第2項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- (5) 県営住宅条例第19条第1項の敷金の徴収に関する事務

- (6) 県営住宅条例第32条第1項又は第41条第1項の明渡しの請求に関する事務
 - (7) 県営住宅条例第32条第3項の期限の延長の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答に関する事務
 - (8) 県営住宅条例第33条第1項の家賃の決定又は同条第2項の金銭の徴収に関する事務
 - (9) 県営住宅条例第35条の収入状況の報告の請求等に関する事務
- 2 条例別表第1の教育委員会の項の規則で定める事務は、鹿児島県特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成27年11月17日鹿教義第486号教育長通知）第4条（同要綱第8条第2項において準用する場合を含む。）の特別支援教育就学奨励費に係る収入額・需要額調書等（以下この項において「調書等」という。）の受理、調書等に係る事実についての審査又は調書等の提出に対する応答に関する事務とする。

（平29規則45・平29規則54・平30規則5・平31規則18・令2規則51・令4規則7・令6規則2・令7規則15・一部改正、令7規則69・旧第3条繰上・一部改正）

（条例別表第2の規則で定める事務及び情報）

第3条 条例別表第2の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 県営住宅条例第8条第1項又は第9条第1項の入居の申込みに係る事実についての審査に関する事務 当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る次に掲げる情報
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
 - ウ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更、同法第26条の保護の停止若しくは廃止に関する情報又は同法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報
- (2) 県営住宅条例第13条第1項の知事の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請をした県営住宅条例第2条第2号の旧特定公共賃貸住宅の入居者又は同居者（以下この項において「県営住宅入居者等」という。）に係る前号に掲げる情報（同号ウの就労自立給付金の支給に関する情報を除く。）及び県営住宅条例第13条第1

項の規定により同居させようとする者に係る同号に掲げる情報

- (3) 県営住宅条例第14条第1項又は第3項の知事の承認の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る県営住宅入居者等に係る第1号に掲げる情報
- (4) 県営住宅条例第15条第1項若しくは第31条第1項若しくは第2項の家賃の決定又は県営住宅条例第16条第2項の収入の額の認定に関する事務 当該決定又は認定に係る県営住宅入居者等に係る第1号（ウを除く。）に掲げる情報
- (5) 県営住宅条例第17条（県営住宅条例第31条第4項（同条第1項に係る部分に限る。）及び第33条第3項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は県営住宅条例第19条第2項の敷金の減免若しくは徴収の猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務 当該申請に係る県営住宅入居者等に係る第1号に掲げる情報
- (6) 県営住宅条例第32条第1項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る県営住宅入居者等に係る第1号（ウを除く。）に掲げる情報
- (7) 県営住宅条例第32条第3項の明渡しに係る期限の延長の申出に係る事実についての審査に関する事務 当該申出に係る県営住宅入居者等に係る第1号に掲げる情報
- (8) 県営住宅条例第41条第1項の明渡しの請求に関する事務 当該請求に係る県営住宅入居者等に係る第1号に掲げる情報
 - （平29規則54・平30規則5・平31規則18・令6規則2・一部改正、令7規則69・旧第4条繰上・一部改正）

（条例別表第3の規則で定める事務及び情報）

第4条 条例別表第3の規則で定める事務は次の各号に掲げる事務とし、同表の規則で定める情報は当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

- (1) 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 次に掲げる情報
 - ア 生活保護法第6条第1項の被保護者であった者又は同条第2項の要保護者（以下の号において「要保護者等」と総称する。）に係る特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条の経費の支弁に関する情報
 - イ 要保護者等に係る学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の援助の実施に関する情報
 - ウ 要保護者等に係る鹿児島県特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条の就学のために必要な経費の支給に関する情報
- (2) 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務 前号に掲げる情報

- (3) 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する事務 第1号に掲げる情報
- (4) 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する事務 第1号に掲げる情報
- (5) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する事務 第1号に掲げる情報

（令7規則69・旧第5条繰上）

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成29年7月18日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月26日規則第54号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月9日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規則第18号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年10月13日規則第51号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月11日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年1月5日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規則第15号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年10月3日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。